

新型コロナ・在宅勤務FAQ更新発表～国税庁～



基本的な考え方

国税庁は5月31日に、新型コロナFAQと在宅勤務FAQを更新しました。両FAQでは、マスクや消毒液等の消耗品費、感染が疑われる場合のホテル等の利用料のほか、テレワークの環境整備費用やPCR検査費用に係る一定の金銭を従業員に支給した場合の課税関係が示されています。

所得税法上、給料・賞与といった金銭の支給以外に会社が従業員等に行う経済的利益の供与も、原則は給与として課税されます。ですが、その経済的利益の供与が従業員等の業務を遂行する上で必要なものなど一定の要件を満たせば給与課税はされません。

今回追加された両FAQでは、新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策費について、所得税の原理原則に則した基本的な考え方がしめされています。それでは4項目に分けてご紹介いたします。



テレワークのための備品購入費

テレワークを行うための環境整備費用など業務のために通常必要な費用について、従業員からその費用に係る領収証等の提出を受けてその費用を精算する方法(実費を精算する方法)により従業員に対して支給する一定の金銭は、従業員に対する給与として課税されません。

また、これらの備品を専ら業務に使用する目的で従業員に貸与する場合も給与になりません。

ただしこれは、備品の所有権が会社にあるものが大前提です。備品の所有権を従業員が有するものは給与として課税されます。

また、業務外で使用するものについて支給するものや、渡切りで支給する一定の金銭も給与課税の対象になります。



マスクや消毒液等の消耗品の購入費

勤務時に使用する通常必要なマスクや消毒液等の消耗品の購入費について、実費を精算する方法により従業員に対して支給する一定の金銭は、従業員に対する給与として課税されません。

企業がマスク等を直接配布する場合も同様です。

ただし、こうした消耗品の購入費であっても、勤務とは関係なく使用するマスクなど、業務外で使用するものについて支給するものや、従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの、渡切りで支給する一定の金銭は、従業員に対する給与として課税対象になります。

マスクや消毒液等は勤務時間外も使用するものであるため、「業務のため」のものか否かの線引きが難しいです。

税務調査での指摘も懸念されるところですが、企業側が感染予防対策として業務に必要なものに係る費用であると判断し、その判断に基づき支給を決定したものは、基本的には給与課税の対象にはならないようです。



感染が疑われる場合のホテル等の利用料等

職場以外の場所で、勤務することを企業が認めている場合、その勤務に係る通常必要な利用料、交通費など業務に必要な費用について、実費を精算する方法又は企業の旅費規定等に基づいて従業員に対して支給する一定の金銭は、従業員に対する給与として課税されません。

企業がホテル等に利用料等を直接支払う場合も同様となります。

一方で、従業員が自己の判断により、ホテル等に宿泊した場合の利用料など業務のために通常必要ではない費用や、渡切りで支給する一定の金銭は給与として課税されます。



PCR検査費用や室内消毒の委託費用

企業の業務命令により受けたPCR検査費用や、テレワークに関連して業務スペースを消毒する必要がある場合の費用など、業務のために通常必要な費用について、実費を精算する方法により従業員に対する給与として課税されません。

企業が検査機関や、委託先等に費用を直接支払う場合も同様となります。

一方で、従業員が自己の判断により受けたPCR検査費用や、消毒の費用など業務のために通常必要ではない費用や、渡切りで支給する一定の金銭は給与として課税されます。

企業の中には、安心・安全な職場環境を確保するために、従業員が行ったPCR検査の費用を企業が積極的に補填するケースもあります。

このような場合においても、企業側が業務に通常必要なものであるとの判断に基づき支給を決定したものは基本的には給与課税の対象とならないようです。



会社の負担範囲を明確に

ご紹介した4項目の感染対策費用の支給に係る法人税の課税関係は、原則として消耗品費、旅費交通費等や給与として経費に算入されます。

所得税では、企業が従業員の感染対策費用を負担する場合は、それが業務に通常必要なものであるか否により課税関係が異なります。

企業としては「業務に通常必要なもの＝会社として感染対策費を負担する範囲」等を明確にするとともに従業員等に周知した資料を揃えておくといえます。

詳細等お気軽に担当者までお問い合わせください。